山梨学院大学強化育成クラブ活動方針«第４クール»

2020 年 5 月 15 日

山梨学院大学カレッジスポーツセンター

《要　旨》

5 月 14 日、政府および山梨県の自粛要請に緩和措置が取られたことに対して、今後の学内における練習を中心とした活動再開について当面のガイドラインを、以下の通りといたします。

第４クールでは、基礎体力や競技能力の回復を目的とした内容での練習をお願いします。

◆トレーニングルームの閉鎖（継続）

不特定多数の利用が想定されるトレーニングルームについては引き続き感染予防の観点から閉鎖します。

◆所属学生の健康・行動管理の報告（継続）

センター提供の Google フォームを活用したセルフチェックシートもしくは、クラブ独自の管理フォームに基づいた指導管理報告は継続して実施します。

◆県外帰省者の受け入れ対応

県外帰省者が授業の開始や練習の再開に伴い、県内に戻る際には、従前の通り一定期間（１週間を目途）を設けての健康や安全性の確認措置を実施してください。練習への参加、施設利用も同様の取り扱い（安全確認後）といたします。

・帰省の際の移動は、公共交通機関は使用せず自家用車を利用する。

※特定警戒地域からの帰省者につきましては、特に健康や安全性の確認措置を実施してください。

◆第４クール活動報告書の提出およびヒアリング

第４クールは、カレッジスポーツセンターが定めた感染症予防対策基本方針（屋内・屋外使用ガイドライン）則した活動計画書を提出したうえで、実施が可能と判断された場合は練習再開を認めます。

※提出された計画書が、ガイドラインに適切なものかヒアリング及び現地調査を行います。
適切と判断された後に練習が再開できます。

※季節柄、高温続きであること、マスクを着用していることから、「熱中症」に十分注意してください。

【日常生活における感染予防対策の基本（習慣にする）】

１、　人との間隔はできるだけ２ｍ空け、接触を減らす
２、　外出時は、屋内や会話をするときはマスクを着用し飛沫感染を防ぐ
３、　手洗いを徹底し、接触感染を防ぐ
４、　不要・不急な外出を避ける（３密の場所）

◆感染予防対策【屋外・屋内共通】

①健康管理の実施（朝夕２回の検温、咳、喉の痛み、倦怠感、味覚・臭覚障害）と報告を行う。
②全ての施設において利用者制限を行う。（強化クラブ部員・人数制限）
③施設の入退出時には、手洗い、うがい、アルコール消毒を行う。（入口に消毒用機の設置）
④原則として、路上（ロードワーク）での集団練習は禁止する。（２名以内）
⑤利用時間については、第４クールは１グループ２時間までとする。

◆屋外施設の感染予防対策

① 屋外でも十分な間隔をとった密集や接触のない練習を実施してください。
② 練習時間の分散や施設を分割するなどして密集を作らない。（練習方法を工夫する）
③ 屋外施設利用の人数制限は以下の通りとします。
　陸上競技場 50 名、ラグビー場 50 名、サッカー場(男女)50 名、野球場 50 名、
　ホッケー場 50 名、テニス場 20 名、ソフトボール場 50 名、
④ 密閉空間（更衣室、休憩室、クラブハウス、シャワールーム）は、閉鎖し利用しない。

◆屋内施設の感染予防対策

① 屋内施設では、特に換気に注意して密閉空間を作らないようにしてください。
　（換気設備の常用、窓・扉を全開する）
② 練習時間の分散や施設を分割するなどして密集を作らない。（練習方法を工夫する）
③ 屋内施設利用の人数制限は以下の通りとします。
古屋記念堂 25 人、樹徳館（レスリング場 20 名、柔道場２階 20 名、武道場２階 20 名、
柔道場１階 10 名）、水泳場 20 名、アネックス１階 10 名、川田屋内練習場 20 名、
ISS 多目的ホール 20 名、ソフトボール室内 10 名

山梨学院大学強化育成クラブ活動方針（第３クール）

山梨学院大学カレッジスポーツセンターでは、４月 19 日の国の緊急事態宣言対象地域拡大や山梨県の緊急事態措置を受け、第 2 クールは「安全対策」を考慮した計画書を作成し、その対策の基に「練習計画書」を作成するとともに「学生の情報（健康・行動）の把握」に努めてきました。

今後の第３クールの方針を決定するにあたり、連休期間と重なることから第３クールの開始を切り上げ、本日４月 28 日から５月 11 までの２週間を第３クールとすることと決定いたしました。
第３クールの活動方針策定にあたり、「学生アスリートの安心安全」と「地域の皆様の安心・安全」を最重視し、これに配慮することを前提とし、各クラブには下記項目を重視した報告書（計画の作成）の提出を求めました。

新型コロナウイルスの感染が拡大傾向にあり、明日から ５ 月６日までの期間の行動が感染拡大の終息に向けた瀬戸際であることを鑑みて、以下の方針を決定いたしました。
○安全対策（学生・地域の皆様）を重視した行動計画
○感染防止策の徹底（マスクの着用・手洗い・うがい）
○寮滞在学生・帰省学生（自宅含む）の健康チェックの把握と報告
○国・自治体の『緊急事態宣言』発令による、クラブ活動の全面停止
〇道路上でのトレーニングの禁止（健康のための散歩は除く）

※今後国、自治体もしくは大学独自が『緊急事態宣言』の延期された場合は、今回の方針もこれに則して延期いたします。

※活動停止の前後に関わらず、帰省を希望する学生には、従前の通り、地域別の安全制等について十分に説明・指導したうえで個人の意思を尊重いたします。県外出身者が帰省せず、学生寮・自宅アパートに残りたい旨の意思についても尊重いたします。
事態の如何に関わらず、学生の健康状態の把握と管理業務は継続して実施いたします。

2020 年４月２８日
山梨学院大学カレッジスポーツセンター

２０２０年4月２０日

ご 関 係 各 位

山梨学院大学カレッジスポーツセンター
センター長　下 田 正 二 郎

「新型コロナウイルス」感染対策における強化育成クラブ活動（第２クール）

新型・コロナウイルス感染症の規模が拡大する昨今、本センターでは万全の体制を確保すべく、２週間を１クールとした各クラブの活動管理や健康管理を本学保健管理室の指導のもと実施して参りました。

しかしながら、４月１９日の山梨県知事による新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置を受け、感染対策及び学生の安心・安全に配慮し警戒のレベルを一段階引き上げ、本日より全ての屋内競技施設、全クラブハウスを閉鎖し、利用を停止することにしました。

また、屋外競技についても既出の活動報告書（第２クール）の内容を遵守した県の緊急事態措置に基づく、一部内容のみを活動の対象とすることといたしました。

なお、各学生の競技能力の維持や健康管理のための個人練習（キャンパス周辺のロードワーク等）については、地域住民の感情にも配慮して実施することを併せて指導して参ります。

以上

山梨学院大学強化育成クラブ安全管理・健康管理体制

山梨学院大学カレッジスポーツセンターでは、2020 年４月６日に７都府県への緊急事態宣言の発令及び、山梨県内における感染者の増加を鑑み、強化育成クラブに所属する学生の安全管理・健康管理体制をより強固に確保していくため、「Google フォームを活用した学生の健康管理」を実施いたします。

【概要】

（１）各学生がカレッジスポーツセンターから送付された Google フォームのアドレスにアクセスし、「YGU アスリート健康チェックシート」の各設問に回答を行う。

（２）学生からの回答情報をとりまとめ、体調不良者や課題を確認。

＊発熱等の体調不良者が確認できた場合は、当該学生居住地管轄の「帰国者・接触者相談センター」に連絡等本学の【新型コロナウイルス感染症に感染疑いのある学生対応フロー】に基づき対応を行う。

（３）各クラブ指導者で情報共有を行い、安全管理・健康管理に活用する。

【運用開始日】

2020 年４月９日（木）

【チェック項目】

・氏名　・学籍番号　・現在地　・クラブ名　・検温（朝・夕）　・体調（７項目）

・外出（４項目）　・自由記載（外出の詳細）

2020 年４月８日

山梨学院大学カレッジスポーツセンター

山梨学院大学「新型コロナウイルス」感染対策における強化育成クラブ活動指針

山梨学院大学カレッジスポーツセンターでは、山梨県内の新型コロナウイルスの感染・発症者数の推移を見ながら随時検討を加え、学生の健康と安全の管理を徹底すべく、強化育成クラブ（以下、各クラブ）運営における感染予防に向けた衛生管理等の施策を実施してきました。

3 月 31 日の甲府市内の事業所における従業員発症の発表を受け、各クラブでは練習等の競技活動を 4 月 6 日まで全面禁止としておりましたが、4 月 3 日のセンター内検討会議において各クラブで「安全対策に配慮した練習計画」を作成し、計画内容を本学保健管理室が精査したうえで、練習の再開を許可する方針を決定いたしました。（感染リスクの高い練習・活動は引き続き不可）

今後は提出された「安全対策に配慮した練習計画」を本学健康管理室が精査し、許可されたクラブから順次、計画に沿った練習を再開いたします。

また、引き続き学生の健康や安全管理を徹底し、2 週間を 1 クールとして、各クラブ指導者に感染予防対策に配慮した安全対策・練習計画に関する書面（報告書）の作成・提出を義務づけます。

本学保健管理室では、提出された報告書の内容を精査し、当初の練習計画にもとづき、衛生管理等感染予防や感染拡大防止が遵守されていることが確認できれば、引き続き、計画を遵守した練習を可能とすることといたしました。

なお、「緊急事態宣言」が山梨県を対象地域として発令された場合は、「緊急事態宣言」の内容を確認・精査し、直ちに全活動を停止させるなど必要な措置を講じ、本学の「新型コロナウイルス緊急対策チーム」と今後の対応を協議し、学生の感染予防に向けた安全確保に努めます。

2020 年 4 月 6 日

山梨学院大学カレッジスポーツセンター